

【2023年度第2回研究会特別講演会報告】

名寄・ナイブチ給与地について

鈴木 邦輝

天塩川流域の名寄市に所在し、約65年存続した「ナイブチ給与地」について、消滅後60年が経過し時間的、史的制約はあるが文献などからその経緯を点から線に繋げるべく述べたい。

内淵給与地のアイヌ

北海道北部の天塩川流域のアイヌは「テシオアイヌ」とよばれ、日本海岸の天塩は「山丹交易」の中継ルートとしての要地であった。最大で78コタン、418人のアイヌが生活していたとされるが、16世紀・慶長年間に天塩場所が置かれ、江戸期末までに海岸部での強制的な労働で流域のアイヌ戸口は3分の1に減少している。

近世に入り明治政府は先住のアイヌ給与地を付与し農民にすることで経済的救済をし、学校教育により文化的同化をはかった。政策的には明治32年公布の「北海道旧土人保護法」により、各分野にわたる施策がなされた。天塩川筋では4か所の給与地存置の記録があるが、実際に設置されたのはナイブチ（内淵）で天塩川左岸の5線から10線まで約150町歩あった。この地は西から有利里川が流れ河跡湖も残る低湿地で洪水も多く農地として適地ではないが、残る史料によれば明治34年は14件の申請があり、うち2件は川筋以外の静内地方からもあった。行政は明治44年当時には「上名寄村旧土人保護規定」「同救恤規程」などを発議しているが議決、運用は不明である。その後は村が基本財産造成のため、給与地の未開地の一括貸付、売り払いの動きがある。明治末までに80町歩が開墾され大正初めには48戸分の給与地存置の記録がある。旧地籍の土地連絡図と土地台帳によると、給与地は70番地分あり、明治34年以降各自が願地下付申請を行い、再出願などのやり取りを経て大部分は大正5年に許可され、同7年には付与がなされている。

給与地は申請して5haの貸付けを受けても、開墾に成功後の下付まで時間がかかり、小作を名目に詐欺的な手段で和人の手に渡るなどの事例が全道で持ち上がった。内淵給与地でも145町歩の内3分の2が和人への貸付地になっていた実態があり、いち早く有志が道庁に請願を行うなどしたため、給与地の負債解消や適正な管理を行う互助組合の設立にこぎつけた。大正13年の5月の設立総会ではアイヌの戸主30名（うち男性22名、女性8名）が出席した。名寄の動きは道庁の訓令につながり、昭和5年までに全道で36もの同様な互助組合が作られる先駆けとなった。

集落での暮らしぶり

給与地全体では、大正以降、給与地の中央部に明治44年建立の内淵神社、大正7年設置の名寄尋常高等小学校付属内淵特別教授所を中心に数軒の集落が所在し、安定した集落の存続が伺えるが、



鈴木邦輝氏

その暮らしぶりを知る史料は限られている。同 10 年 8 月には帯広地方でアイヌ教育に功績を残した吉田巖が訪れている。「この部落は元来土人地であるが、土人は五戸しか現存しない。和人の多くは土人の小作であるそうな」と記している。同時に残した家屋と貯蔵庫、熊檻、便所などのスケッチは貴重である。昭和 8 年の「郷土誌」（名寄尋常高等小学校）には、生活様式は「耕作を主として次第に和人の生活様式に似て来てゐる。」風俗は昭和 9 年の「名寄町勢一班」には、「アイヌ人は内淵「ナイブチ」に一部落を形づくって農業に従事してゐるが、特色が失はれて、今はほとんど内地人と変わらない生活をしてゐる。」「次第に内地人と同一にして現在は特殊なものなく習慣として熊祭を年々行いしも最近は之さえ珍し。」とある。同書によると下付地は 40 戸、169 町歩ほど、小作は 5 戸（19 人）、自作兼小作は 3 戸（26 人）、自作は 24 戸（118 人）で自作農が 75%を占めている。

昭和 3 年に「名寄町区設置規程」により、有里利川以北の天塩川左岸は第 12 部から内淵区となった。集落のある所も内淵アイヌ集落（部落）とよばれ、同 8 年頃の給与地面積に対する開墾率は 7 割を超え 115 町ほどであった。戸口は、大正 2 年に 38 戸、106 人となり、同前半は 50 戸、150 人前後で以降は 30 戸台を前後する。昭和 6 年以降は、統計のある同 17 年まで 200 人前後である。大正期には小作が増え、昭和に入り自作を優先する営農状況が読み取れる。昭和期の集落の人口増は農業の安定化と給与地外の和人参作者の増加が関係するかもしれない。

内淵集落の変ぼう

内淵地区は戦前、戦後を通じて洪水に悩まされつつも農業地であった。昭和 23 年の調査では給与地面積 166 町、うち自作農地 93 町、貸付地 24 町、農地改革により買収された土地 43 町とある。同 27 年名寄町内淵区に保安隊（後の自衛隊）駐屯地が誘致され、演習地も含め内淵区の内淵川左岸と智恵文丘陵一帯が駐屯地の敷地予定地となった。平地部の駐屯地敷地で 7 軒、丘陵部の演習地で 5 軒ほどの農家の立ち退きが必要とされた。関係住民と町との懇談会では駐屯地誘致について、住民は要望を示しつつも協力を申し合わせている。

昭和 39 年頃からは、同地区に北海道による開拓パイロット事業の導入が計画された。これは土地改良事業による稲作を中心とした生産性の高い農地を目指すもので、給与地による農地も一定の条件の中で譲渡が認められた。開拓事業申請にかかる受益者と行政側の交渉の全容は不明だが、旧土地台帳によると、駐屯地敷地の買収による農地減や給与地農家の家庭内の諸事情で給与地の第三者、その多くは農地拡大により農業経営の安定化を目指す地区内外和人参作者への譲渡がなされている。これにより、昭和 40 年前半にナイブチ給与地は事実上消滅となる。

約 65 年に及ぶ「ナイブチ給与地」の歴史を経年で概観した。給与地は天塩川と名寄川の合流点の自然コタンのあった場所に設定された。周辺地は湿地で洪水常襲地であったが、大正中頃までに一定の開墾が進んだ。大正から昭和まで給与地と和人参開拓地とが併存する畑作農業地区で、給与地は自作農が一定を占め、小作もいた。この間、和人の流入もあり人口は微増している。

その一方で、大正期後半まで伝統的家屋などは残存していたが、複数の文献によるとアイヌ独自の風習などはこの時期にほぼなくなったと考えられる。行政の対応は、明治の旧土人保護規定、同救恤規程、大正から昭和にかけての互助組合の設立がある。互助組合は昭和期前半の自作農維持に一定の実効性があったと考えられる。名寄町民には昭和以降「内淵アイヌ部落」

として認識されていたが、同 40 年頃には給与地内の集落は認められない。

個別の給与地農家の大きな転換点は、昭和 27 年からの給与地西側の保安隊駐屯地誘致と 40 年代前半の道の開拓パイロット事業である。当事者の多くは時期と家庭的にも農業経営が限界状況にあったとも思われるが、給与地を手放し離農する者が続出し、和人農業地区となった。昭和30年以降の給与地の外的要因と内的要因がその存続を困難ならしめる状況に追い込んだといえよう。

(すずき・くにてる／名寄市史編さん室)